



# 今、憲法問題を語る — 憲法問題対策センター活動報告 —

## 第41回 平成26年版防衛白書について

憲法問題対策センター事務局長 堀井 準 (38期)

8月20日に平成26年版防衛白書が発行された。白書は、まず、「わが国を取り巻く安全保障環境は、様々な課題や不安定要因がより顕在化・先鋭化してきており、一層厳しさを増している。」とし、米国の国防歳出の強制削減の影響、北朝鮮の大量破壊兵器・ミサイル開発がわが国の安全に対する重大かつ差し迫った脅威となっていること、中国の軍事動向が地域・国際社会の安全保障上懸念されること、ロシアの力を背景とした現状変更（ウクライナ）はアジアにも影響を及ぼすグローバルな問題であること、宇宙空間の軍事的利用による安全保障上の課題、サイバー攻撃への対応等の問題を指摘している。

そうして、この1年で、国家安全保障会議の創設、国家安全保障戦略の決定、新たな防衛計画の大綱の策定、新中期防衛力整備計画の策定等がなされ、本年7月1日の閣議決定がなされたことを報告し、これらの内容がわが国の安全保障・防衛政策の根幹であると位置づけている。

防衛のための取組として具体的に、「島嶼部に対する攻撃への対応」は、事前に兆候を得た場合には、「敵に先んじて」、攻撃が予想される地域に陸・海・空自が一体となった統合運用により、部隊を機動的に展開・集中し敵の侵攻を排除する。万一島嶼を占領された場合には、航空機や艦艇による対地射撃により敵を制圧した後、陸自部隊を着上陸させるなど島嶼を奪回するための作戦を行う、とし、奪回するための部隊として、水陸両用車を有し本格的な水陸両用作戦機能を備えた「水陸機動団」を新編するとしている。

弾道ミサイル対処に関する法的枠組みとして、自

衛隊法82条の2第3項により、防衛大臣は自ら作成し内閣総理大臣の承認を受けた緊急対処要綱に従い「あらかじめ自衛隊の部隊に対し破壊措置命令をしておくことができる」ことを明記し、既に着手されている弾道ミサイル防衛用能力向上型迎撃ミサイルの日米共同開発が2017年には完了するとしている。

在外邦人等の輸送は、陸上輸送に関し輸送防護車を用いることが加えられている。

海上交通の安全確保のための作戦の項目では、周辺海域を超えた1000海里程度の海域において「航路」を設定し、設定した航路を「継続的に哨戒」し、敵の水上艦艇、潜水艦などによる「妨害を発見してこれに対処」するほか、状況によりわが国の艦艇などを直接護衛するという任務が、周辺海域の防衛の他与えられている。

各国との防衛協力・交流の推進の章では、日米豪の海軍・海自、空軍・空自、陸軍・陸自の共同訓練が2013年から2014年にかけてグアム周辺で行われたことが目につく他、アジア周辺諸国だけではなく欧州諸国との防衛協力、交流も明記されている。

本年4月1日に閣議決定された「防衛装備移転三原則」についての具体的事例も提示されているが、これについては、第三国移転が完全には防げないのではないか、との疑念が払しょくできない。

7月1日の閣議決定による法改正がなされていない現在では、現行法での活動に留まっているが、7月1日の閣議決定が基本方針として捉えられ、ここ1年の動きが反映されたものとなっている。総じて、自衛隊にこれまでの専守防衛を超えた機能を与えて、「軍隊」として拡大化、先鋭化させていることは否定できない。